



第 52 章 – 貨物の積荷前検査

サーベイヤーに「積荷前検査を実施せよ」と指示することは不適切であり、サーベイヤーはその職務がどこまで及ぶかについて疑念を抱くことになる。

ほとんどの運送契約では、船主の責任は積み込みの時点から始まるため、この段階で貨物を検査することが重要である。貨物の出荷前検査は、この時点で貨物の状態を判断し、文書化するために行われる。この検査は、一般に積荷前検査と呼ばれる。この検査は、取引や貨物の性質に応じて、船長や士官、または船主の代理人や船主から指示されたサーベイヤーによって実施される。貨物が船積書類の記載と異なる場合、その貨物を拒否するか、受け入れるかを決定し、メーヅ・レシートや船荷証券(B/L)に相違点を適切に記載しなければならない。貨物を拒否するか、メーヅ・レシートと船荷証券に相違点を記載するかという船主の意向とともに、荷主に不備があれば早期に通知することが望ましい。この通知は、荷主に直接行うこともできるが、船主の契約関係によっては、代理店、港湾業者または用船者に行うのが一般的である。

船主が定期船で取引をする場合、雇用された船長や甲板士官は、通常、出荷前検査を実施する訓練を受けている。定期船会社は貨物監督(cargo superintendent)を雇用しており、問題が発生した場合には、この監督に支援を求めることができる。

定期船会社はまた、独自の契約サーベイヤーのネットワークを持っており、異常な貨物が積載される場合、迅速に対応することができる。主要なばら積み貨物（石油、穀物、鉱石など）、またはガス運搬船や RoRo 船のような特殊な船舶に使用される船舶は、通常、有能な訓練を受けた船長や士官が乗船しており、必要な出荷前検査を行うことができる。しかし、例えば不定期船が、鋼材、紙製品、ブレイクパルク貨物を運ぶためにチャーターされた場合、船長や船員がこれらの製品についてほとんど、あるいは全く経験がなく、問題が生じる可能性がある。多くの場合、本船が到着するとすぐに積み込み作業が開始されるため、本船の職員が貨物を検査する時間はほとんどない。

本船の船員が港やその積載システムに不慣れな可能性があり、ほとんどの場合、用船者の代理人となる代理店を知らない可能性がある。そして用船者や、場合によっては用船者に雇われた貨物監督から、できるだけ早く積み込みを行うようプレッシャーをかけられることがある。このような状況では、有能な現地サーベイヤーの雇用を検討する必要がある。

船主が、積荷前検査を実施するためにサーベイヤーを本船に立ち会わせることを決定した場合、その指示は包括的かつ正確なものでなければならず、また、サーベイヤーが効率的な調査を実施するために十分な時間を確保できるよう、できるだけ早い時期に行う必要がある。そうすることで、後日、サーベイヤーが報告書と請求書を提出する際の混乱や意見の相違を避けることができる。「積荷前検査を実施すること」という一般的な指示では不十分であり、サーベイヤーは自分の職務の範囲を決めなければならない。このような場合、サーベイヤーは、単に岸壁で貨物を検査し、全ての貨物が引き渡された場合には、船舶が到着する前に、船長に貨物の状態を報告し、報告書を提出することになる。多くのサーベイヤーはもう1歩踏み込んで船長へメーツ・レシートの記載に関してアドバイスを行い、また、船長の要請があれば、積荷や積み付けに関する指導を行うこともある。しかし、より正確な事前指示があれば、潜在的な混乱や曖昧さを避けることができる。従って、サーベイヤーへの指示及び通知には、以下の事項を含める必要がある：

運送契約(用船契約)における関連事項

これには以下が含まれる：

- ・ 損傷貨物に関する条項、例えば、損傷貨物を積み込むべきでない、または、B/L に特定の条項のみを記載することが許可されている場合がある。
- ・ 積荷および積付けの責任に関する条項
- ・ メーツ・レシートと B/L の発行に関する条項

サーベイに関する正確な指示

- ・ 貨物の検査は、船積み直前の岸壁で行うのか、本船到着前に、トランジット上屋や他のどこで行うのかをサーベイヤーに指示する必要がある。これは貨物の性質や時間的要因によって決定される。多くの場合、船主、用船者または船舶代理店は、貨物が港のどこに保管されているか、いつ引き渡されるかを知らない。そのためサーベイヤーは、積みこまれるすべての貨物を、可能な限り出荷直前に検査するよう指示されるべきである。
- ・ また、メーツ・レシートに署名する前に船長に伝えるべき情報や、損害に関する適切な条項をサーベイヤーが作成すべきかどうかも指示する必要がある。通常、船長が船積書類に署名する際には、サーベイヤーが立ち会うように指示されるべきである。この時、サーベイヤーは

言葉の問題や、メーツ・レシート及び／または B/L の条項に関する荷主、代理人または用船者との紛争を支援することができる。

積荷に関連するその他のサービス

- 船舶のハッチカバーおよび換気システムの検査。(この検査結果は、別の報告書または機密扱いのサイドレターで提供されるべきである。これは、積荷前報告書が貨物紛争に使用された場合、不利な情報が開示されることを避けるためである。)
- 積荷役、積付け、固縛について船長に助言すること。
- 積荷役、積付け、固縛を監視すること。
- 港湾作業員による荷役損傷に関する助言と報告。
- 貨物の集計と貨物書類の発行について助言すること。
- 雨天時の荷役の可否について助言すること。

早期の指示があれば、サーベイヤーは、代理店や港湾業者に連絡し、貨物の正確な性質、積荷バースへの到着時間、及び船上の提案された積み付け方法を確認する時間がある。

ほとんどの船主は、特定の状況下で「予防的な」積荷前検査のために有能なサーベイヤーを雇用することで、問題やクレームを排除または削減できることを知っている。UKP&Iクラブとそのコレスポンデントは、船主にこのようなサーベイの手配を支援・助言し、いくつかの例外的な状況下ではサーベイの費用を負担する。これは特に完成品または半完成品の鋼材の場合であり、船主から通知があれば、当クラブは積荷前検査の費用を支払うが、その他の関連するサービスについては支払いを行わない。